

新宮町告示第124号

令和4年第4回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年11月22日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和4年11月30日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

○11月30日に応招した議員

全員

○12月1日に応招した議員

全員

○12月9日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第4回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和4年11月30日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年11月30日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第86号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第87号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第88号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第89号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第90号議案 新宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第91号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 第92号議案 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第10 第93号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第11 第94号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第12 第95号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第13 第96号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第97号議案 令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第15 第98号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第99号議案 令和4年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第17 第100号議案 財産の取得について(大字立花口字名子山2170番23)
- 日程第18 発議第3号 新宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 報告第24号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第20 報告第25号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第86号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第87号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第88号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第89号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第90号議案 新宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第91号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 第92号議案 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第10 第93号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第11 第94号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第12 第95号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第13 第96号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第97号議案 令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第15 第98号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第99号議案 令和4年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第17 第100号議案 財産の取得について（大字立花口字名子山2 1 7 0番2 3）
- 日程第18 発議第3号 新宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 報告第24号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第20 報告第25号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美德君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局局長補佐 …… 桐島美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	小川 隆弘君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	桐島 光昭君	税務課長 ……………	尾田 繁男君
住民課長 ……………	堺 好行君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	高木 昭典君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	西田 大輔君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	桐島 聡君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから令和4年第4回新宮町議会定例会を開会いたします。

それでは、配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番、安武久美子議員、2番、温水眞議員、事故に備えて3番、末吉富美徳議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月9日までの10日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月9日までの10日間と決定いたしました。

会期中の日程は別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和4年第4回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和4年を振り返ってみますと、北京オリンピック、パラリンピック開催に際して、米中の対立が浮き彫りになる中、ロシアのウクライナ侵攻が始まり、民間人も含め多くの尊い命が失われました。9か月が経過した現在も解決には至らず、ロシアに対する非難と制裁が続いております。また、北朝鮮や中国の動向など、今後の国際社会に大きく影響を与える動きにも注目が集まっているところでございます。

国内においては、安倍元首相が銃弾に倒れるというショッキングな事件もあり、参議院議員通常選挙を経て、第2次岸田内閣がスタートしましたが、旧統一教会問題、また国葬、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動との両立に向けた政局運営につきましては、大変厳しいものがあると思っております。自然災害につきましては、今年も梅雨時期や台風の影響による豪雨などが各地を襲いました。亡くなられた方々、ご遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

福岡県では、長く続いた福岡コロナ警報が解除され、基本的な感染対策の要請は継続されてい

ますが、秋のイベントなどにつきましては、コロナ禍以前と変わらぬ規模で実施されるものもあり、これまでの暮らしが徐々に戻りつつあるように感じております。インフルエンザへの注意もしながら、新型コロナウイルス感染症が終息に向かい、マスクをはずし、人が行きかい賑わいのある町が見られることを願ってやまないところでございます。

しかしながら、最近では新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加傾向にあり、本町においては、オミクロン株対応のワクチン接種を進めております。引き続き、密の回避や必要な場面でのマスクの着用など、町民の皆様には基本的な感染症対策をお願いしてまいりたいと思っております。このような状況の中、10月29日に行われました第29回全国消防操法大会におきまして、新宮町消防団第4分団が、全国制覇を成し遂げました。また、11月3日恒例のまつり新宮は、3年ぶりに開催させていただきました。町内外から多くの人が集まり、皆様の期待の高さを感じるとともに、久しぶりに笑顔と賑わいあふれる様子に触れることができいております。東部地域では、11月19日に立花口集落内で竹灯籠まつりが行われ、また、相島ではQ電にぎわい創業プロジェクトによる地域活性化が動こうとしています。さらに、下府・三代の両土地区画整理事業は、組合が設立をされ事業が進められてまいります。20年後、30年後も新宮町が持続可能な町であり続けられるよう、第6次新宮町総合計画に掲げる事業を進めてまいりますので、議員の皆様のご協力をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定・改正7件、令和4年度補正予算7件、契約認定等1件、計15議案、諸報告2件となっています。なお、追加議案の予定もございません。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

以上、今回の議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第86号議案

日程第4. 第87号議案

日程第5. 第88号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第86号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第5、第88号議案までの3議案は、人事院勧告に伴い、条例の一部を改正する議案であるため、一括議題とし一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第86号議案から第88号議案まで、一括して提案説明をさせてい

ただきます。

各議案の説明の前に、今回の条例改正議案の要因となりました令和4年8月に出されました人事院勧告について、ご説明をさせていただきます。人事院勧告の給与勧告の骨子は主に2点でございます。1点目は、民間給与との格差0.23パーセントを埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げること。2点目は、ボーナスを0.1月分引上げ、勤勉手当に配分するというものでございます。

それでは、第86号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。提案理由といたしまして、令和4年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきまして、第1条は、令和4年度分の勤勉手当及び給料表、12ページのほうになりますけれども、第2条として令和5年度以降分の勤勉手当の改正を行うものでございます。1ページのほうの第1条の第22条第2項第1号及び第2号の改正につきましては、再任用職員以外の職員と再任用職員の12月期分の勤勉手当の支給割合の変更、別表第1の改正は、一般職給料表の改正で、12ページまでの改正を行うものでございます。

23ページの、ページが飛んで申し訳ありませんけれども、23ページのほうになりますけれども、勤勉手当の支給割合の変更につきましては、参考資料2のほうで説明をさせていただきたいと思っております。今回の改正による勤勉手当支給割合の年度別推移となっております。現行の職員、再任用職員以外の職員でございますけれども、この勤勉手当につきましては現在6月期、12月期ともに、0.95月で合計1.90月となっております。これを令和4年度は、12月期を0.1月引上げまして1.05月とし、合計を2.00月といたします。令和5年度以降につきましては、年間支給割合合計は2.00月で6月期、12月期、同率の1.00月とするものでございます。再任用職員につきましては、6月期、12月期ともに、0.45月で合計の0.90月となっております。これを令和4年度につきましては、12月期を0.05月引上げ、0.50月といたしまして、合計を0.95月とするものでございます。令和5年度以降は、年間支給割合合計0.95月で6月期、12月期、同率の0.475月とするものとなっております。

ページのほうはすいません、12ページのほうに戻っていただきまして、こちらのほうには第1条の別表第1の改正後というところで、この規定につきましては、令和4年4月1日に遡り適用することを附則、第1条第2項で規定しておるところでございます。第2条につきましては、第1条と施行期日が異なるため、第1条改正後にさらに改正を加える、いわゆる2段階式となっ

ておるところでございます。第2条の第2条第2項第1号及び第2号の改正は、令和5年度以降の再任用職員以外の職員及び再任用職員の勤勉手当の改正規定となっております。附則でございます。附則第1条第1項で公布の日から施行することを規定しており、ただし書で第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとしておるところでございます。附則の第1条第2項につきましては、先ほど説明をいたしました第1条の一部についての遡及適用の規定でございます。

13ページのほうになります。附則第2条でございます。改正前に支給された給与は、内払とみなす規定をしております。附則第3条につきましては、必要な事項を規則に委任するための規定となっております。

14ページから22ページまでは、新旧対照表をつけておりますので、ご参照をいただければと思っております。

続きまして、87号議案の説明をさせていただきたいと思っております。87号議案は、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしまして、令和4年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。本議案の議会議員の期末手当の改正につきましては、人事院勧告を受け国会議員と特別職の期末手当の引上げに準拠するものでございます。改正内容につきましては、第1条は令和4年度分、第2条は令和5年度以降分について改正をしているものでございます。このことにつきましては、附則に規定をしておるところでございます。

3ページのほう、参考資料の2で、また説明をさせていただきたいと思っております。今回の改正による期末手当支給割合の年度別推移でございます。現行の期末手当は、6月期、12月期ともに1.625月で合計3.25月となっております。これを令和4年度につきましては、12月期を0.05月引上げいたしまして、1.675月期とし合計を3.30月といたします。令和5年度以降分につきましては、年間支給割合合計3.30月で、6月期、12月期同率の1.65月とするものでございます。

2ページのほうには、新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただければと思っております。

最後に88号議案、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。提案理由といたしまして、令和4年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましても、８７号議案と同様、人事院勧告を受けての国務大臣などの特別職国家公務員の特別給の引上げに準拠いたしまして、町長等の期末手当の期別支給割合を改正するものでございます。

１ページに改正条例、２ページに新旧対照表、３ページに参考資料２となっております。

改正内容につきましては、第８７号議案と同様となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第８６号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第８６号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第８７号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第８７号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第８８号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第８８号議案は原案のとおり可決されました。

日程第６．第８９号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第６、第８９号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第８９号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、一般職の職員の例により定めるフルタイム会計年度任用職員の給与並びにパートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当について、職員の給与の額等に改定があった場合、その施行日の翌年度以降に改定するよう取り扱うこととするため、新宮町フルタイ

ム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるところでございます。

1ページをお願いいたします。第1条につきましては、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第4条に第2項といたしまして、職員の給与の額等に改定があった場合、その施行日の翌年度以降に給料の改定をする旨の規定を追加するものでございます。第14条第5項の追加につきましては、期末手当について同様の趣旨の規定をするものでございます。第2条につきましては、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、第8条に第5項といたしまして、職員の給与の額等に改定があった場合、その施行日の翌年度以降に期末手当の改定をする旨の規定を追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和4年11月30日から施行することとしております。

参考資料といたしまして、2ページに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第89号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第89号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第90号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第90号議案、新宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第90号議案、新宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、地方公務員法の地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、令和5年度に60歳到達職員から2年に1歳ずつ段階的に引上げられ65歳を定年とする、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、

町議会の議決を求めるものでございます。

定年延長につきましては、定年を段階的に引上げ65歳とすること。またこのことに伴いまして、役職定年制、管理監督職勤務上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳に達する職員に対する情報提供、意思確認制度の新設、60歳に達する職員の給与に関して必要な措置を講じることとされておるところでございます。

条例の改正の内容につきましては、1ページのほうをお願いいたします。まず、今回の改正で条文の追加が多くあるため、章立てとしておるところでございます。そのため、目次を追加するとともに、各章名を追加をしております。

第1章の総則の第1条の改正につきましては、地方公務員法の改正に伴う根拠となる条番号の追加など字句を改めるものとなっております。

第2章、定年制度の第3条の改正につきましては、定年の年齢を「65年」に改めるもの。定年による退職の特例を規定した第4条の改正につきましては、第1項で必要となる字句の修正を記載のとおり行っておるものでございます。管理監督職は3年を超えることができない旨のただし書も追加をしております。2ページのほうになりますけれども、同項の第1号から同条の第5項までにおいて必要となる字句の修正を記載のとおり行っておるものでございます。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制につきましては、いわゆる役職定年制の導入に伴いまして、第6条管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職、第7条管理監督職勤務上限年齢、3ページのほうになりますけれども、第8条他の職員への降任等を行うに当たって遵守すべき基準、第9条管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例、5ページになりますけれども、1ページを飛んで5ページになりますけれども、第10条異動期間の延長等に係る職員の同意、第11条異動期間の延長事由が消滅した場合の措置に記載のとおり規定を追加するものでございます。

第4章、定年前再任用短時間勤務制につきましては、第12条及び第13条定年前再任用短時間勤務職員の任用に記載のとおり規定を追加しておるものでございます。

6ページのほうになりますが、第5章、雑則につきましては、第14条の規則への委任規定を追加するものでございます。附則の追加につきましては、附則第3項、定年に関する経過措置、附則第4項、情報の提供及び勤務の意思の確認の2項の規定を追加しておるところでございます。

附則でございます。第1条で令和5年4月1日から施行するとしておりますけれども、ただし書で14ページにある附則第11条の規定は公布の日施行としておるところでございます。7ページのほうになりますけれども、附則第2条、勤務延長に関する経過措置、附則第3条で8ページから11ページまでにわたっておりますけれども、附則第4条、また附則第5条及び附則第6条につきましては、定年退職等の再任用に関する経過措置というところの規定をしております。附

則第7条につきましては、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢、附則第8条、令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読替えて適用する地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢、12ページのほうになりますけれども、附則第9条、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員。附則第10条、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置、13ページのほうにはなりませんけれども、附則第11条は令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢について、記載のとおりの規定をしておるものでございます。

14ページから23ページまで新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただければと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。まず、経過措置を踏んだ後に、65歳まで定年延長された場合に61歳から65歳までの職員、おおよそ全体の何パーセントぐらいになるとお考えですか。まず、それが1点。それから、もう1点は、これ1番大きな私は問題だと思っとるんですが、定年延長そのものは世の中の流れ、それから皆さん方の健康状態を考えるとすごくいい制度じゃないかなというふうには思っていますが、一方で、この第3章に掲げてある役職定年制度を導入した場合の課題っていうのが、僕これから浮き彫りになっていくんじゃないかなというふうに思うんですね。

まず、今60歳定年を迎えられた方々が再任用職員として役場に残る方、結構いらっしゃいますよね。その中で言ってみれば、3月31日まで課長として勤務されて、翌4月1日から再任用職員として、言ってみれば、昨日までの課長、上司が翌日から一晩寝たら部下になるという状態が発生するわけですね。そういうことに対して、職員の皆さんが円滑に受入れて、業務にそのままスムーズに入れるのかというのが、私の正直な気持ちなんです。そういったところも、制度上はそうなるわけですから、それをいかにして円滑に推移させていくかということは、方法論として私は考えておく必要があるんじゃないかなと。要するに今は、正職員から再任用職員、これから先は役職定年を迎えた上司が、翌日から部下になるという状態が発生するということをどう受け止めていくのかと、どう円滑に進めていくのかというこの計画についてお尋ねを2点したいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい。お答えします。一応、61歳から65歳までの令和13年に制度が完了した時点で、どのぐらいの延長職員が出るのかということですけど、ピーク時で各年度によって、定年退職をする職員が多かったり少なかったりするんですけども、1回試算したとき

にはピーク時で27人ぐらいいたと思います。25から30人の間ぐらいの職員が定年延長によって残るようなものがあったと思います。また後で、正確な数値をご報告したいと思います。そういうことで、今、議員がおっしゃったことってというのは、非常に我々も懸念しておって、前の日まで課長さんであった職員が同じ職員として正職員として役職定年になって仕事をする、そのやりづらさとかですね、その人たちにどういった仕事をさせるのか。そのところは大きな、どの市町村も大きな課題であろうと思っております。我々のほうでもいろいろ検討いたしましたけれども、先ほど言いましたように20数名の役職定年者が戦力、例えば、残るということはやっぱり何らかの業務を担ってもらわんと職場として回らないだろうということで、基本的には4級の係長、主幹職相当に管理職以外ですから落としていくってということになるんですけども、その中でいわゆる世代交代っていうか、若い人たちを育成していく観点からしますと、通常であれば40過ぎてから主幹に上がってくる。その辺の職員をきちっと育成していかないかと。その人たち今、定年になった、定年延長になった人が主幹相当に落ちるから、その下が上がれない状態は困るだろうということで考えております。そういうことでライン職っていいですか、そういうところはやっぱり若い新たに上がってくる職員が担うべきであって、定年延長になった職員は、今までの経験を活かしたスタッフ職なり、困難な業務を直接担うとかですね、そういうスタッフ職的な、少し名称も主幹じゃなくて、同じ級ですけども違った名称等を入れながら、その役割を明確にしていって、その課の中の業務が町としての業務がスムーズにいくような方法を考えていきたいというふうに思っております。それは、もうちょっと、今から煮詰めたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 職員の構成割合については、特段、参考のためにお聞きしたんであって後でお答えいただければ結構ですが、私が1番危惧するのは、役職定年制を導入した民間企業ってたくさんあるんですね。そこで発生した事例って、多々やはり課題、問題はあるんですね。その中で1番指摘が多いのが、例えば、言葉は悪いのかもしれませんが、要するに俺が俺がという人たち、要するに役職定年になった人たちが、俺が課長の時はとか、俺が管理職の時とか、結局、若い人たちを育てるという発想ではなくて、自分の経験値を後輩職員に教え込むとか抑えるとか、言葉は本当、大変申し訳ない言葉を使いますが、老害ってよく言われるんですね、それ。こういうことをやはりいかにして防止していく、組織としてですね、防止していく取組をするかっていうのは、この制度をいかに円滑に進めていくかという大きな課題に私はなるんじゃないかなと思うんですね。ですから、要するに以前も僕、吉村副町長に話したと思うんですが、例えば、3月31日で一旦、役職定年になった職員の皆さんは、1か月間研修と称して別のところに移っていただいて、それから再配置するとかね。そうすると、1か月の間

に新しい組織で動き始めたところにそれぞれ配備されていくと、役職定年になった人たちが。そうすると、要するに上司、部下の認識っていうのは少しずつ芽生えてくると思うんですね、変わったということは。そういった具体的な方策を講じていく必要がある、この制度を円滑に導入していく、私は礎になるんじゃないかなというふうに思っているんですね。多分10年、20年したら、制度が定着すれば、その問題というのは多分、そう大きな問題にはならないと思うんですが、当面、やっぱり導入当時からの問題は多いと思うんですね。ですから、この中に多分、対象になる職員の方がいらっしゃると思うんですね。この場を借りて申し上げますけど、やはりいかにその制度を定着させるかというのは、当該職員の皆さんの心がけによって変わるんだということをぜひ今度、リーダーである執行部のほうから当該職員の皆さんにきちんと申し伝えながら組織をつくっていくということに取り組んでいただきたいと、この制度を導入するにあたってですね。それをお願いしたいというふうに思います。いかがでしょう。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。現在、既に60歳定年をされた方、65歳まで再任用として今、雇用をいたしております。そういった中で、今のところ外郭団体に行ってもらったり、また職員として今各課に配置をさせていただいて、特に今、議員さんがおっしゃるような、やはり若い職員を育てる、そういった感覚を持って職務に当たってくれということは、既にそういった定年で終わった方々にはお願いをして、今のところそういったことでいろんな老害といいますかね。やはり俺がっていうようなことはないようでございますので、そういったところをやはりしっかり定年される職員の方に、さっき言われたような定年されて1か月ぐらい研修、そういったこともしながら、やはり職員の意識をしっかりと確立していくような方策をとっていかなければいけないのかなというふうには考えております。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） それでは最後にまとめみたいな話、大変申し訳ないんですが、職員の皆さん一人一人にですね、要するに年上の上司を使う管理職の鍛錬、それから、今度は年上の部下になるための心構え、これをよく認識していただくという教育をぜひ、これから努めてやっていただいて制度の円滑な導入に結びつけていただきたい。組織自体が機能するように取り組んでいただきたいということで質問を終わります。以上です。答弁いいです。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第90号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第90号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第91号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第91号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第91号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、本町職員の定年延長に係る必要な例規整備を行うため、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条は、新宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、当該条例第3条中の字句の改正を行うもの。第2条につきましては、新宮町職員定数条例の一部改正で、定年が段階的に上げられ、定年退職者がいない期間につきましても引き続き新規職員を採用していくため、当該条例第2条第1項第1号中「135人」を「147人」に改めるもの。第3条の新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正及び第4条の新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、定年前再任用短時間勤務制導入に伴い、記載の改正を行うものでございます。

なお、第4条につきましては、当該条例の第2条第3号及び、2ページのほうになりますけれども、第9条第3号の改正で異動期間を延長された管理監督職を対象とするための規定の追加をあわせて行っております。第5条につきましては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、当該条例の第2条第2項に第5号といたしまして、記載の規定を追加するもの。第6条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、定年延長に伴う役職定年制や給料の措置と区別するため、記載の字句の改正とともに、附則に降給に関する経過措置として記載のとおり2つの項の追加を行うものでございます。第7条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、当該条例の第3条中の字句の改正と、同条に後段を追加するもので、減給する場合に降給後を想定した規定を追加したものでございます。

3ページをお願いいたします。第8条は、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、再任用制度が廃止され定年前再任用制度が導入されることに伴い、当該条例の第4条の2、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額につきましては、この条全部を改めているところでござ

います。

第11条、第16条、第19条、第21条、4ページのほうになりますけれども、第22条及び第22条の2につきましては、字句の改正を行い、附則を7個を追加しております。附則第4項は、60歳に達した職員の給料を7割水準とし、その端数処理を規定したもの。附則第5項は、60歳に達しているが7割水準としない職員は、附則第4項を適用しないことを規定したもの。附則第6項は、管理監督職勤務上限年齢調整額について規定をしたもの。

5ページのほうになりますけれども、附則第7項は、本町では定めはございませんけれども、級別の定数を定めている場合における管理監督職勤務上限年齢調整額の取扱いについて規定をしているものでございます。附則の第8項は、60歳に到達した管理監督職でない職員の場合で、役職定年職員との権衡を図るための規定をしたもの。附則第9項は、役職定年の職員と第8項で支給されることとなる職員以外の60歳に到達した職員の場合で、これも権衡上必要があると認められる職員に対する対応を規定したものとなっております。附則第10条は、規則への委任を規定したものでございます。別表第1は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めたものでございまして、ここでの記載の金額につきましては、従前の再任用職員の場合の金額と変更はございません。別表第2は、役職定年後及び60歳に到達した「主幹」の職務を「参事」とするものでございます。第9条は、新宮町渡船事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正で、記載の字句を改める改正を行うものでございまして、6ページのほうになりますけれども、第10条は、新宮町職員の再任用に関する条例の廃止で当該条例を廃止するものでございます。

附則でございます。第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。第2条は、定義となっております。第1号から第4号までで用語の意義を規定したものでございます。第3条から経過措置を規定したものでございまして、第3条につきましては新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置。第4条につきましては、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、第1項から7ページのほうにわたりますけれども、第7項までの規定をしているものでございます。第5条は、新宮町渡船職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置について規定したものでございまして、8ページのほうまで若干続いております。

参考資料といたしまして、9ページから32ページまで新旧対照表をつけておりますので、ご参照していただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第91号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第91号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第92号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第92号議案、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第92号議案、新宮町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、地方公務員法第26条の3の規定に基づく職員の高齢者部分休業について、本町職員が高年齢に達した際の多様な働き方の選択に対応するため、新宮町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。地方公務員法の第26条の3の高齢者部分休業でございますけれども、法律のほうでは高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるという規定となっております。高齢者部分休業につきましては、高年齢の職員の多様な働き方のニーズにこたえるための選択肢の一つとして、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献等を想定し、条例で定める年齢に達した日以降、休業を取得することができる制度となっているものでございます。

1ページをお願いいたします。条例の内容につきましては、第1条趣旨のところ、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の部分休業に関し必要な事項を定めることを規定したものでございます。第2条、高齢者部分休業で、第1項は承認は1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として行うことを規定。第2項は、高年齢として条例で定める年齢を60歳と規定しているもの。第3項につきましては、条例で定める年齢に達した日は、前項の年齢60歳に達した日後における最初の4月1日とすることを規定しております。第3条、高齢者部分休業取得中の給与で、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額支給について規定をしたものでございます。第4条では、承認の取消し又は休業時間の短縮について規定をしております。第5条、休業時間の延長は、2ページのほうにわたっておりま

すけれども、延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができることを規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第92号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第92号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第93号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第93号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第93号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,426万円とするものでございます。債務負担行為を第2条で設定するものでございます。

まず、債務負担行為について説明いたします。5ページをお願いいたします。債務負担行為の内容としましては、渡船の船底清掃を令和5年3月に契約を締結し、4月に実施できるよう設定するものでございます。

次に、歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費につきましては、第86号議案で議決いただきました人事院勧告による給与改定等に伴うもの。また、扶養者数の減により全体で24万1,000円の増額。1款2項1目事業費につきましては、令和4年9月の消費税、地方消費税確定申告により、令和4年度の税額が確定し、3月の中間申告で支払う予算が不足するため、73万6,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金につきましては、収支調整でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第93号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第93号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第94号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第94号議案、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第94号議案、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億941万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,829万2,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、先ほど第86号議案において給与条例が改正されたことによる新宮町国民健康保険特別会計に属する人件費等の補正を行っております。そのほか、主なものを説明いたします。2款1項1目18節一般被保険者療養給付費負担金におきましては、新宮町国民健康保険の被保険者の医療費が想定を上回ることとなり、こちらに関しまして1億400万円を計上しております。同じく、2款1項2目18節一般被保険者療養負担金につきましても、同様の理由で482万円を計上しております。この歳出の特定財源といたしまして、ページ戻りまして8、9ページになります。歳入予算、4款1項1目1節普通交付金を充てておるところでございます。

続いて、歳入予算について、ご説明いたします。同じく8、9ページでございます。歳入予算、5款1項1目6節未就学児均等割保険料負担金繰入金につきましては、今年度より実施しております未就学児均等割額の減額による負担金を一般会計から繰り入れるものとして205万8,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第94号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第94号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第95号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第95号議案、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第95号議案、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,077万4,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、先ほどの第86号議案、人事院勧告によります給与条例の改定に伴い、新宮町後期高齢者医療特別会計に属する人件費等の補正を行っております。またこのほか、1款2項1目10節需用費におきましては、本年度中に必要となります印刷物の経費5万円を計上しております。

ページ戻りまして8、9ページをお願いいたします。この増額によりまして歳入予算、4款1項1目1節の繰越金を16万2,000円増額し、収支調整を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第95号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第95号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの横大路議員の質問に対し、総務課から答弁がございますのでお願いします。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。先ほどは失礼いたしました。定年延長にかかわりまして、61歳以上として残っておる職員の数とその占める割合というところで、ご報告をさせていただきたいと思います。経過期間を過ぎまして令和14年度の数字といたしまして、61歳以上の職員が27名、占める割合といたしましては14パーセント強の数字となっております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですね。はい。

日程第13. 第96号議案

○議長（牧野 真紀子君） それでは、日程第13、第96号議案、令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第96号議案、令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,067万6,000円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますが、条例改正による人件費の改正のほか、22節償還金利子及び割引料は、令和3年度のへき地診療所運営費補助金の額確定に伴う返還金でございます。

戻って8、9ページをお願いいたします。前年度繰越金で収支調整をさせていただいております。説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第96号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第96号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第97号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第97号議案、令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第97号議案、令和4年度新宮町水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和4年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款水道事業費用、補正予算額64万3,000円を増額し、合計の6億9,903万6,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費61万7,000円を増額し、合計の5,459万1,000円とするものです。

8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を説明します。1款1項3目総係費、人件費関係は人事院勧告等に伴うものによる増。印刷製本費3万2,000円は、ゆうちょ銀行以外の金融機関口座振替依頼書増刷に伴う印刷製本費の増でございます。

4ページから7ページにかけて、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第97号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第97号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第98号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第98号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第98号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを説明します。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和4年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用、補正予算額891万3,000円を増額し、合計の9億7,464万1,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費66万7,000円を増額し、合計の4,940万5,000円とするものです。

8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を説明します。1款1項3目中央処理区管理費の動力費820万円は、電気料金の増によるものでございます。同じく、4目総係費の人件費等は、人事院勧告等に伴うものによる増、印刷製本費3万1,000円は、ゆうちょ銀行以外の金融機関口座振替依頼書増刷に伴う印刷製本費の増でございます。

4ページから7ページにかけて、給与費明細書添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第98号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第98号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第99号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第99号議案、令和4年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第99号議案、令和4年度新宮町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億5,070万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億7,101万9,000円とするものでございます。第2条、繰越明許費の補正及び第3条、債務負担行為の補正につきましてご説明いたします。5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正は、戸籍証明書の広域交付等に向けた戸籍システムの改修に係るもので、生体認証システム等機器類の年度内確保が見通せないため、翌年度に繰り越すもの。

第3表、債務負担行為補正は3件追加しており、いずれも令和5年度当初から事業執行の必要があるため、今年度中に契約関係事務を行うもので、事項、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算から補正内容の説明をいたしますが、人件費につきましては、先ほどご議決いただきました本年8月の人事院勧告に基づく改定による給与等の増及びそれに関連する共済組合負担金の増並びに時間外勤務手当など職員手当等の増によるもので、それぞれの目における説明は省略させていただきます。それでは、説明をいたします。

14、15ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料の4項目は、ふるさと納税事務に関わるもので、本年10月末現在で、ふるさと納税額が昨年同時期比で約136パーセントとなっていることから、今後の見通しも踏まえ増額をいたしております。2目広報広聴費、10節印刷製本費は、毎月発行いたしております広報誌「Active新宮」のページ数の増及び印刷部数の増によるものでございます。5目財産管理費は、役場本庁舎に係る電気代の増によるもの。7目電算管理費、12節システム改修委託料は、庁舎内の業務用ネットワークのバージョンアップを実施するため、ネットワーク改修委託料の減は、マイナンバー関連のネットワーク機器類の更新と設定変更業務を合わせて当初予算に計上いたしておりましたが、機器類調達と設定業務を分けて発注したほうが有利と判断し、機器類調達分を17節電算用備品購入費に計上するものでございます。なお、電算用備品購入費の内訳は、マイナンバーネットワーク機器類の更新分といたしまして660万円及び新規備品購入といたしまして、庁舎内用の会議及びWEB会議等に用いるためのいわゆる電子黒板2機の購入費199万7,000円を計上いたしております。

次のページ。13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費、18節離島灯油給油施設改修事業補助金は、新宮相島漁業協同組合に対する灯油販売施設改修費用の補助金を計上いたしております。相島におきましては、漁協が島民を対象に灯油販売を行っておりますが、当該施設の不具合により販売に支障を来しており、今後、島民の日々の生活に支障を来すおそれがあることから、改修事業費の4分の3を補助するため計上をいたしております。14目諸費は、町管理の防犯灯電気代の増によるもの。2項2目賦課徴収費、10節印刷製本費は、令和5年度当初から使用できるよう令和5年度分の町税に係る納付書、納税通知書、QRコード記載に伴う支払い方法の案内チラシ、口座振替依頼書、督促状、窓あき封筒等にかかる印刷費。3項1目戸籍住民基本台帳費、11節郵便料金は、マイナンバー関係及び戸籍関係等の郵送費の増によるもの。

次のページ。13節コピー使用料は、マイナンバーカード交付促進チラシ等作成に係る経費で、特定財源といたしまして、15款2項1目3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金の全額を充当いたしております。

20、21ページ。3款1項1目社会福祉総務費、22節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金は、令和3年度、町が国の補助を受け、新宮町社会福祉協議会へ愛のネットワーク事業助成金として交付いたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により計画どおり事業等を開催することができなかったことにより、国へ返還するもの。27節国民健康保険特別会計繰出金は、未就学児均等割保険料負担金繰出金や人件費の増によるものなので、特定財源といたしまして、15款1項2目1節未就学児均等割保険料負担金及び16款1項2目1節未就学児均等割保険料負担金をそれぞれ全額充当するものでございます。4目老人福祉費、11節渡船料は、小荷物運賃に係るもので、おむつや配食サービスの利用者増によるもので、特定財源といたしまして、21款4項3目1節地域支援事業交付金を全額充当するものでございます。14節施設整備工事費は、相島ふれあい館に係る照明器具及び空調機の不調による取替工事費、6目重度障害者医療対策費、19節重度障害者医療費は、対象者1人当たりの医療単価の増などによるもので、特定財源といたしまして、16款2項2目3節重度障害者医療費補助金の全額を充当。7目障害者福祉費、11節医師意見書作成料は、当初の見込みより新規の案件の増などによるもの。

22、23ページ。22節の2件の返還金は、令和3年度事業確定に伴う障害者自立支援給付、障害児入所給付費及び地域生活支援事業に係る国県への返還金。9目後期高齢者医療対策費、18節後期高齢者医療療養給付費負担金は、令和3年度事業確定に伴う療養給付費の不足分を精算するもの。2項1目児童福祉総務費、12節地域子育て支援拠点事業委託料は、福祉センターなどで実施いたしておりますカンガルー広場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、小型噴霧器や消毒液等購入に係るもの、ファミリーサポートセンター事業委託料も、事業における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、消毒液等購入に係るものでございます。特定財源といたしまして、15款2項2目5節子ども・子育て支援交付金の一部を充当いたしております。18節保育確保事業費補助金は、平成30年度と令和4年度の0歳から2歳までの入所児童数を比較して、入所増となっている保育園及び認定こども園に対する補助で、令和3年度までの事業となっておりましたが、本年度も延長して実施することから、町内5園分、0歳児1人当たり30万円、1歳・2歳児1人当たり15万円を児童数に乘じ計上をいたしております。特定財源といたしまして、16款2項2目5節3歳未満児保育所等入所確保事業補助金の全額を充当。次の保育環境改善等事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業として、消耗品等のかかり増し経費補助として、町内7施設の園に対するもので、特定財源といたしまして、15款2項2目5節保育対策総合支援事業費補助金の一部を充当するものでございます。19節子育て支援施設等利用給付費は、届出保育所を利用している子どもに対する給付費で、当初見込みより利用者の増によるもので、特定財源といたしまして、15款1項2

目3節子育てのための施設等利用給付交付金及び16款1項2目4節子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金のそれぞれ全額を充当するものでございます。

22節の、次のページにまたがる8件の国、県への返還金は、令和3年度事業の所要額確定により生じたもので、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金及び子どものための教育・保育給付費県費負担金返還金は、保育所及び認定こども園の施設型給付に係るもので、見込みより入所児童数が少なかったことによるものでございます。また、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金返還金及び同事務費補助金返還金は、令和3年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に児童1人当たり5万円を給付したもので、事業費確定に伴い返還するものでございます。2目母子等福祉費、22節ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金返還金は、主にひとり親家庭にヘルパーを派遣する事業に係る補助で、事業費確定に伴う令和2年度及び令和3年度に係る返還金を計上いたしております。3目児童福祉施設費、18節保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、本年度10月から3月分の相島保育所保育士及び放課後児童クラブ支援員の処遇改善に係るもので、特定財源といたしまして、15款2項2目5節子ども・子育て支援交付金の一部、16款2項2目7節放課後児童健全育成事業費補助金の全額を充当するものでございます。22節償還金利子及び割引料の3件の国県交付金・補助金の返還金は、令和3年度の放課後児童クラブの運営における額確定に伴うもの。4目シーオーレ新宮管理費、10節光熱水費は、電気代、ガス代の増及び水道使用料の増に伴うものでございます。12節機器等調査点検委託料は、ガス空調システムの機器不具合による冷暖房能力の低下が認められるため、不具合箇所の特定をするためのもの。5目子ども医療対策費、22節子ども医療費県補助金返還金及び6目ひとり親家庭医療対策費、22節ひとり親家庭等医療費補助金返還金は、ともに令和3年度分の額確定によるもの。

26、27ページ。4款1項1目保健衛生総務費、8節費用弁償は、町の健康増進計画策定のための委員費用弁償の増及び相島で実施する検診結果説明会に係る職員の旅費の増によるものでございます。2目予防費、10節消耗品費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種券等印刷に必要な経費で、特定財源といたしまして、15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の全額を充当するもの。22節疾病予防対策事業費等補助金返還金は、令和3年度風疹5期分等に係る額確定による国への返還金。3目母子衛生費、12節療育器具メンテナンス委託料は、のびっこルームに設置しているブランコ、トランポリン等の器具点検に必要な経費で、価格改定により増額するもの。健康管理システム更新委託料は、母子保健業務におきまして、令和5年4月から検査等の項目の追加があることから必要な更新を行うもので、特定財源といたしまして、15款2項3目2節母子保健衛生費国庫補助金の全額を充当するもの。4目未熟児医療対策費、22節未熟児療育医療費の国及び県への負担金返還金は、令和3

年度分の額確定によるものでございます。

28、29ページ。6款3項3目漁港管理費、10節修繕料は、漁港施設内の陥没や照明灯などの補修により、今後、予算の不足が見込まれるため増額するもの。14節漁港管理工事費は、現在施工中の相島漁港第4船揚場軌条改修工事において、軌条の延長やストッパー等の変更が必要となったことから増工するもの。4目飛砂対策費、14節飛砂対策工事費は、防除対象の砂の量の増加により、2回目の工事発注に予算の不足が見込まれるため増額するものでございます。

30、31ページ。8款2項1目道路維持費、10節光熱水費は、町管理分街路灯の電気代の増によるもの。4項1目都市計画総務費、12節スマートインターチェンジ設置検討調査委託料は、スマートインターチェンジ設置に伴う周辺交差点5か所の影響度を調査するもの。2目公園費、10節光熱水費は、町管理公園内の照明灯の電気代の増によるものでございます。

32、33ページ。3目ふれあい交流館管理費、10節光熱水費は、ふれあい交流館電気代の増によるもの。4目社会資本整備事業費、16節道路用地購入費は、現在施工中の町道的野寺浦線にかかる道路拡幅部分の用地購入の協議が成立したことから必要な経費について計上をいたしております。該当地権者は1名で、用地購入面積3,688.17平方メートルとなっております。6項1目住宅管理費、10節印刷製本費は、町営住宅使用料にかかる納付書について、令和5年度当初から使用できるようにするもの。9款1項2目非常備消防費、17節非常備消防用備品購入費は、全国消防操法大会優勝により授与された優勝旗等を展示陳列するための展示ケース購入費、4目防災費、10節光熱水費は、防災行政無線に係る電気代の増によるもの。12節防災行政無線施設システム改修委託料は、ファイヤーウォール及び住居表示に係る更新を行うものでございます。

34、35ページ。10款2項2目立花小学校管理費、10節光熱水費は、電気、ガス代の増によるものでございます。なお、その他の小学校、3項中学校費及び5項幼稚園費における10節光熱水費は、同様の理由となっておりますので以降の説明は省略をさせていただきます。2目立花小学校管理費に戻りまして、14節施設整備工事費は、教室等の換気機能向上のため、網戸を新たに設置するもので、その他の小学校における14節施設整備工事費も網戸設置工事費となっております。8目新宮東小学校管理費、17節学校管理用備品購入費は、電子黒板1台の購入経費。

36、37ページ。3項2目新宮中学校管理費、10節消耗品費は、来年度の生徒・教員増に伴う机・椅子等の購入経費、17節学校管理用備品購入費も、来年度の生徒・教員増に伴う電子黒板、ロッカー、校務用パソコン等の購入経費となっております。6目新宮東中学校管理費、10節消耗品費は、来年度の生徒・教員増に伴うキャビネット、机、椅子等の購入経費、14節施設整備工事費は、来年度教室の増に伴う校内通信ネットワーク増設工事及び特別支援学級増設工

事に関わる経費、17節学校管理用備品購入費も、来年度の生徒・教員増に伴います校務用パソコン及び教室用テレビ等の購入経費となっております。5項1目幼稚園総務費、22節の6件の国、県への返還金は、令和3年度事業の所要額確定により生じた返還金で、3款2項1目22節で説明いたしました内容の認定こども園の幼稚園部分に係る分の返還金となっております。

38、39ページ。3目新宮幼稚園費、11節電話・ファクス料金は、見込みより使用料が増えているため。

40、41ページ。13款3項4目ふるさと応援基金費、24節基金積立金は、2款1項1目でご説明しましたとおり、ふるさと納税額の増に伴い基金も増額をいたしております。

それでは、歳入の説明をいたします。歳出説明時に説明したものは省略させていただきます。

戻りまして12、13ページ。18款1項1目1節ふるさと寄附金は、これまでの実績と今後の見通しを踏まえ増額をいたしております。20款1項1目1節前年度繰越金で収支調整をいたしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） ふるさと納税の件でちょっとお伺いします。今、報告によりますと、10月末で136パーセントという数字で非常に協会も頑張ってもらっていると思うんですが、以前ちょっと伺ったときに、返礼品は53品目ぐらいあるということをお伺いしたんですけども、これ新しい返礼品の開発というのは、新たに何かできているんですかということをお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。新たな返礼品と申しますか、地場産品と申しますか、そういった形での商品開発というところにつきましては、日頃からいろいろ知恵を重ねて、おもてなし協会のほうで随時やっていたという状況でございます。今、新たに返礼品として品目を加えたというような報告は、まだ私どものほうには届いていない状況となっております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 上期の段階で、鰻がものすごく昨年もそこそこ好調だったんですけど、今年すごく返礼品で人気あるということをお伺いして、それで多分110パーセントぐらいだったと思うんですね、伸び率が。それで、この3か月で136ということはすごく伸びていますね。何か新しい商材か何かの開発ができているかなということをお伺いしただけです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁はよろしいですね。

はい、ほかにありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第99号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第99号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第100号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第100号議案、財産の取得について、大字立花口字名子山2170番23を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第100号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得するものでございます。記といたしまして1、取得する財産の表示は、（1）種類といたしましては土地。（2）所在地及び面積につきましては、新宮町大字立花口字名子山2170番23、地目は原野、面積といたしましては1万2,054.47平方メートル。2、取得目的は、福祉事業及び地域防災拠点用地としております。3、取得価格は、1,601万5,183円。契約の相手方は、福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目1番1号、新宮町土地開発公社、理事長、福田猛でございます。理由といたしまして、福祉事業及び地域防災拠点用地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めらるものでございます。

本件につきましては、平成26年に新宮町土地開発公社に依頼をし、先行取得された土地を町が買い戻すものでございます。

1ページに参考資料といたしまして、位置図、現況図を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） この件で過去に、もし説明があつていれば、ちょっと私が聞き漏らしということでご了承いただきたいんですけども。この土地の取得目的で、福祉事業及び地域防災拠点用地というふうになってはいますけども、これについて何か以前から議会のほうに報告等はあるんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい。お答えします。この件について、具体的なお話は議会のほうに

差し上げていないかと思えます。ただ、この土地は、九州大学の演習林について取得意向の紹介がございました。この土地の周辺が、都市計画のマスタープラン上、福祉目的と防災目的ということで位置づけされておりますので、ここにはそのままの理由として購入目的を書いているということで、市街化調整区域でございますので、都市マスの中でこういう目的を出しておけば施設の建設等が可能になるということで、その名称のまま出させていただいていると。買取り目的にですね。そういうことでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。便宜上、そういうふうな目的にしているということなんですが、現実的に土地を買われているわけですから、実際に福祉目的とか防災拠点用地というふうな計画というのはあるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい。具体的には、ここ近辺にも特別養護老人ホーム等もございますし、将来的には、この土地について町が具体的に直接こういった事業をするのか、さらには民間のそういう施設を誘致するのか、その辺については、これからの検討していくわけですが、いずれにしろ、この2つの目的以外であれば、ただの調整区域の土地ということでございますので、利用価値がかなり落ちてくるということだろうと思えます。ですから、町がまず長期保有土地として公社から買戻して、その後、こういった目的に応じたところに売却するのか、もしくは直接事業用地として利用するのかというのは、今後、早急に検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 土地の面積としては、もうかなり4,000坪弱あるわけですよ。今の副町長の答弁であると早急に検討したいということですが、地域防災拠点というと、あそこの土地を見ても、それが防災拠点になるのかなど。福祉施設ちゅうのは、隣接してあるので分かるんですけども、その点を早急に検討するってということなんですが、具体的にどの時点で計画ってというのは出てくるんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい。町が取得するっていうことは、なるべく早い時期に本来といいますか、町にとって有効な土地利用をしたいということでございますので、令和5年度中にはそういうことについて、どういうふうな方法で、この土地を活用するかという方針は決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにございますか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。同じその利用目的についてお尋ねしたいんですが、選

択肢として以前、隣接する障がい者施設で増設、もしくは拡大というような事業計画の説明を受けたことが一度あるんですね。何年前でしょう、もう10年以上前でしょうか。そういうことから勘案すると、例えば、今現在、町有地として今回取得した後に、今度はその隣接する施設に売却という選択肢はあるんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） 当然、すぐ隣にも施設ございますので、そういうことも可能性としてはあると思いますが、ただ、やっぱり町として売却する場合に、限定した売却っていうのは非常に透明性がどうかということもございまして、もしかしたら、こちらのほうから町に必要な福祉施設の提示をして入札にかけると。ですから、隣の施設に限らず、そういう施設を誘致する目的で。ですから、特養だけじゃなくて障がい者の事業でもあるし、そういう福祉目的の町が今必要としている福祉施設の建設を具体的に進めていただける、そういうところを募集して、公募で売却するという方法を現在のところ、そういう方法がとれないかということを検討している段階でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにございせんか。町長。

○町長（長崎 武利君） ちょっとつけ加えておきますが、この土地は九州大学の演習林で、各町にそれぞれ粕屋町も購入をして、篠栗も購入して今開発しておりますが、そういった九大のほうからそういった話があって、ここはちょうど町道に面した土地でもあるしですね。そして今後、そういった福祉等の施設としても利用できるんじゃないか、または防災関係で買っておいたほうがいいのかというようなことで判断して買わせていただいております。また数年前に特別養護老人ホーム等の施設の開設も予定されておりましたが、それは別な土地で、ちょっと途中で事業者のほうで中止をしたこともあります。そういった中で、今後、隣の施設が増床するとか、そういったこともあろうかと思いますが、そこはしっかり入札にかけてやっていかなければいけないのかなと思います。そういう意味で九大のほうから、そういった土地の購入の依頼がきましたものから、そういった将来的なことを考えて、開発公社に購入をお願いをして、現在まで至っておりますので、そういう経緯もございましてつけ加えておきます。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかにございせんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第100号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第100号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第3号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、発議第3号、新宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、安武久美子議員ほか5名から提出がなされております。

趣旨説明を求めます。

安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） 発議第3号を上程いたします。

新宮町議会議長、牧野真紀子様。提出者は、私、安武久美子。賛成者は、新宮町議会議員、温水眞、同じく末吉富美德、同じく濱田幸、同じく上畝地白馬、同じく北崎和博でございます。新宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。本町議会では、平成10年から議会広報誌を発行している。現在、議会広報編集委員会は特別委員会として設置しており、広報誌は議員が自ら編集し、開かれた議会をめざして住民へ情報発信を行っている。今後、さらに議会広報誌を充実させるため、編集課題の掘り起こしや、広報誌以外の方法での情報発信を含めた調査研究を行い、議会活動を一層可視化することを目的に、常任委員会として設置するものである。以上のことから、新宮町議会委員会条例の一部を改正するもので、新宮町議会会議規則第13条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出するものでございます。

1ページをご覧ください。新宮町議会委員会条例の一部を改正する条例。新宮町議会委員会条例（昭和62年新宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。第2条第1号中「監査」の次に「委員」を加え、同条に次の1号を加える。（3）議会広報常任委員会6人、議会広報の編集及び発行に関する事務でございます。附則といたしまして、施行期日は、この条例は公布の日から施行する。適用区分は、この条例の施行の日後、初めてその期日を告示される一般選挙後の初議会から適用するものでございます。

次のページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

新宮町議会広報は、議員自ら編集し発行しており、12月議会で100号の発行となります。これもひとえに町民皆様のご理解と、これまで携わっていただいた議員の皆様、また議会事務局をはじめとする職員の皆様のご協力のおかげと思っております。今後、さらに議会広報誌を充実させるため、また広報誌以外での情報発信、例えばウェブサイトやSNS等を含めた調査研究を行い、議会活動を一層可視化するために常任委員会とするものでございます。議員の皆様のご賛同をいただき、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

発議第3号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 報告第24号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、報告第24号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第24号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから5ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。令和4年8月1日から令和4年10月31日まででございまして、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で7件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計で4件となっております。また50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で22件、特別会計は今回該当はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で1件となっております。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第20. 報告第25号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、報告第25号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時44分散会
